

**下野市南河内中学校区  
義務教育学校整備基本計画**

**平成 30 年 5 月**

**下野市・下野市教育委員会**



## 目次

1. 基本構想に基づく整備方針	1
1-1. はじめに	1
1-2. 下野市学校教育目標に基づく小中一貫教育の方針	2
1-3. 義務教育学校の教育理念と目指す子ども像	3
1-4. 小中一貫教育推進における視点	3
1-5. 義務教育学校の学年段階の区切り	4
1-6. 義務教育学校における小中一貫教育推進の視点に基づく特色ある教育活動	5
1-6-1. 視点A 教育課程の工夫改善	5
1-6-2. 視点B 教育活動の連続性の確保	7
1-6-3. 視点C 教職員間の連携・協働	8
1-6-4. 視点D 家庭・地域との連携・協力	9
1-7. 義務教育学校における教育の重点と想定される具体的教育活動	10
1-8. 施設整備の基本的な考え方	14
1-8-1. 整備の基本目標	14
1-8-2. 施設整備計画	18
2. 施設内容、規模	29
2-1. 学校規模と施設の構成	29
2-1-1. 学校規模	29
2-1-2. 施設の構成	32
3. 建設予定地（土地造成計画）	34
3-1. 建設予定地の概要	34
3-2. 拡張候補地の概要と法的整理事項	41
4. 既存施設を含めた配置計画	43
4-1. 現在の南河内中学校の平面図	43
4-2. 給食機能の敷地内整備について	45
4-3. 低学年用プール整備について	46
5. 各種法規制の課題整理	47
5-1. 敷地の法規制等の条件	47
6. 各種インフラの状況	49
6-1. 電気、給排水、ガス、インフラの現況について	49
6-2. 受電施設、受水槽の移設、更新と雨水処理設備	50
7. 施設整備スケジュール	51
7-1. 整備スケジュール（案）の検討	51
8. 事業費の想定及びその財源	52
8-1. 概算事業費及び財源の検討	52
8-2. 維持管理運営費の検討	53
9. 小学校の跡地利用	54
9-1. 3小学校の跡地利用	54
資料編	56

## 1-1. はじめに

下野市の教育は、第二次下野市総合計画において「文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり」を目標に掲げ、「将来を担う人づくり」を基本施策とし、充実した質の高い教育を実現していくことを目指しています。

南河内中学校区においては、下野市学校適正配置基本計画（平成 25 年 11 月策定）で『将来的に小中一貫教育の推進を図る学校区』として位置づけ、平成 28 年度開催の下野市総合教育会議において、『現南河内中学校敷地内に一体型の義務教育学校創設』を決定いたしました。

これを受け平成 29 年 8 月には、義務教育 9 年間を一つの教育課程として、適正な人数の集団を確保しながら段階的かつ系統的指導を行うための、南河内中学校区義務教育学校基本構想（以下基本構想）を策定いたしました。

基本構想においては、義務教育学校創設にあたり、本市の小中一貫教育の基本方針や義務教育学校の開校に向けて必要となる主な事項を概略的に示しました。現在は市内全小中学校において、平成 31 年度からの小中一貫教育の全面実施に向け、実践研究を重ねており、その成果や課題を基に、実践内容の見直しや新しい実践に向けた準備をしているところです。

さて、義務教育学校が創設される南河内中学校区の小中学校は、田川が生んだ豊かな土壌とおだやかな自然環境に恵まれ、奈良の東大寺や筑紫の観世音寺と並び日本三戒壇の一つであった下野薬師寺跡や絶滅危惧種トウサワトラノオの群生地があるなど多くの魅力ある環境に立地し、地域の子どもたちの学び舎として歴史と伝統を守り、発展してきました。

これらの教育資源を次世代につなげ、子どもたちが地域を誇りに思うとともに、1年生から9年生までの子どもたちが切磋琢磨しながら、将来の夢に向かって学び合い育ち合う、地域とともにある学校の具現化に向け、ここに基本計画を策定し総合的な施設等の整備方針を定めます。

本基本計画においては、まず、下野市の学校教育目標を達成するために進めている「小中一貫教育」について体系的に示し、次に施設整備に係る諸条件を整理し、質の高い教育を実現していくための学校整備の計画としました。

## 1-2. 下野市学校教育目標に基づく小中一貫教育の方針

市では、学校教育によって目指すべき子ども像を、「下野市学校教育目標」として掲げ、日々の教育活動を推進しています。その目標具現化のために、小中一貫教育制度を導入し、「下野市小中一貫教育の方針」に基づいて市全体として小中一貫教育を進めています。

## 下野市学校教育目標

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りをもち、自信をもって（国際）社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。

学力の向上

豊かな心の育成

心身の健康維持

職業人としての  
基礎の育成人や社会と  
かかわる力の育成

9年間の「学び」と「育ち」をつなぐ教育

## 下野市小中一貫教育の方針

9年間の学びをつなぎ、確かな学力、健やかな体の育成、豊かな心の育成を保証します。

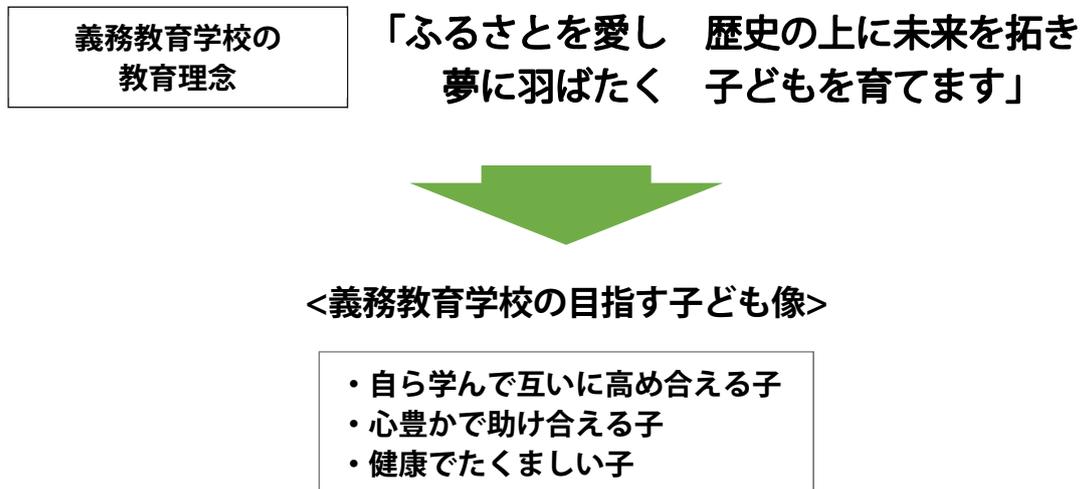
9年間の一貫した児童生徒理解により、子どもたちが安心して学べる場を提供します。

郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心を育てる教育活動を推進します。

「学校運営協議会」の導入により、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

### 1-3. 義務教育学校の教育理念と目指す子ども像

「下野市小中一貫教育の方針」を基に義務教育学校の教育理念及び目指す子ども像を以下のように定めました。



### 1-4. 小中一貫教育推進における視点

義務教育学校を目指す子ども像実現のための教育活動を、次に掲げる視点に基づいて推進することとしました。

#### <小中一貫教育推進における視点>

【視点A】 教育課程の工夫改善

【視点B】 教育活動の連続性の確保

【視点C】 教職員間の連携・協働

【視点D】 家庭・地域との連携・協力

## 1-5. 義務教育学校の学年段階の区切り

前頁の4つの視点に基づき、施設一体型の義務教育学校において教育活動を展開する上で、その教育効果を最大限に上げるための学びのステージを以下のように区切り実践していくこととします。1年生から9年生を、子どもたちの心身の発達の段階を踏まえ、従来の小中の枠組みを連続性のある、3つのステージに分けています。

## 義務教育学校における学びのステージ

前期課程（1～6年）		後期課程（7～9年）	
（小1 小2 小3 小4）		（小5 小6 中1）	
		（中2 中3）	
			
<b>第Ⅰ期（1～4年）</b>		<b>第Ⅱ期（5～7年）</b>	
<b>学びの基礎をつくる時期</b>		<b>学びを広げる時期</b>	
繰り返し学習や具体的な操作活動を通して、義務教育で学ぶ基礎・基本を身に付けられようにします。		学んだ基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身に付けさせます。	
<b>第Ⅲ期（8～9年）</b>		<b>自分らしい学びを深める時期</b>	
学習した内容を自分の生き方と関連づけて考え、社会の中でよりよく生きることができる自信を育みます。			
〈指導形態〉 ○学級担任制		〈指導形態〉 ○5・6年：一部教科担任制 ○7年：教科担任制	
		〈指導形態〉 ○教科担任制	

## 1-6. 義務教育学校における小中一貫教育推進の視点に基づく特色ある教育活動

一貫性や連続性を重視した指導を行うためには、学校全体での指導体制を整えること、目指す子ども像を共有すること、指導内容や方法をつなぐことが重要です。そこで、小中一貫教育推進の視点に基づき、義務教育学校だからこそ実現できる特色ある教育活動を以下にまとめました。

### 1-6-1. 視点 A 教育課程の工夫改善

◎子どもたちの学力の向上のために

3小学校が1つになることで適正規模の児童生徒が集い、互いに切磋琢磨し、多様な考え方や技術・能力に触れ、お互いに刺激を受け合いながら、自分自身を磨く機会を作り、その上で、以下に示すような点に力を入れて教育活動を展開し、子どもたちの学力を保証します。

<習熟度別学習の充実>

児童生徒の理解度や意欲に応じて一部の教科に習熟度別学習を取り入れることで、発展的な学びや、つまづきの解消に対応し、個々の児童生徒の能力の伸長を図ります。

当該学年の学習内容をさらに深めたい児童生徒には、発展的な学習や探究的に進める学習の場とし、より高い目標へ向かう学習意欲の向上を図ります。また、学習内容の理解に課題を抱えている児童生徒には、基礎的・基本的な内容を繰り返し時間をかけて学習する場とし、すべての児童生徒に確かな学力を身に付けられるようにします。

<教科担任制>

義務教育学校において、学習指導をより効果的に行える指導体制の整備・工夫の一つとして、教科担任制が挙げられます。5年生から特定の教科（外国語科、音楽、図画工作、体育等）において教科担任制とし、専門性に根ざした質の高い授業を行うことで児童生徒の興味・関心を高め、自ら学ぶ子どもを育てます。また早い時期から担任以外の多くの教員が関わることで、児童生徒を多面的に捉えることができ、一人一人の持っている可能性や能力を最大限に伸ばす教育を行います。

<読書活動を中心とした教育>

児童生徒の心を耕し、豊かな心を育むために読書活動を推進します。より多くの本に親しませることで本を読む楽しさを味わわせ、読書習慣を身に付けさせるようにします。また、「9年間で児童生徒に読ませたい本」を選定するとともに、「わたしの薦める本の紹介」や「ビブリオバトル」（本の魅力紹介合戦）等の活動を通して読書意欲を高めます。

読書活動を推進することで読解力が高まるとともに、児童生徒の語彙が豊かになり、自分の思いや考えを自分の言葉で表現する力（書く力）を高めることができます。

### <発信型教育の推進>

確かな学力は、豊かな体験活動を通じた教育活動の上に成り立つものであり、義務教育学校における教育の重点として「ふるさと学習」、「英語教育」、「ICT・プログラミング教育」を掲げ、それぞれを相互に関連付けた発信型教育を推進します。

ふるさと学習や英語教育は様々な体験的な活動を伴います。ふるさと学習を通して郷土の文化や歴史に誇りを持ち、ふるさとを語れる子どもを育てます。これからの社会で益々必要とされる、コミュニケーション能力、多様な価値観を受容し共生し、国際社会で活躍できる子どもを育みたいと考えています。

ICT（情報）・プログラミング教育では、児童生徒が主体的に学ぶ情報活用の実践力や、子どもたちが将来直面するであろう難しい課題を解決していくために必要とされる論理的思考力を培うことができます。多くの本に触れる読書活動や様々な体験活動で収集した情報を、正確に整理・処理するとともに、これからの社会に求められる「情報を編集し、発信する能力」を、これまで積み上げてきた学習と組み合わせて行うことで、より質の高い学力を保証することができます。また、子どもたちの体験活動や英語教育で身に付けた力を発信する手段としてのICTの活用も視野に入れながら、世界に向けて発信できる教育を行います。

## 1-6-2. 視点B 教育活動の連続性の確保

◎子どもたちの社会性を育み、自己肯定感・自己有用感を高めるために

### <異学年交流>

次代を担う子どもたちが社会で活躍していくためには、周囲の人々と望ましい人間関係を形成し、社会と関わる力の育成、すなわち社会性を育成することが重要です。しかしながら、家庭・地域における社会性育成機能が低下しているとともに、多様な人間関係の中で、関わりをもつ機会が減り、社会性が生まれにくくなっている現状があります。

子どもたちの社会性を育むためには「異学年交流」が重要であり、義務教育学校における重点の一つに掲げています。

本市においては小中連携教育の取組の一つとして、小中学生による交流活動を様々な場面を活用し、継続的に実施してきました。施設一体型の校舎で生活することにより、1年生から9年生までが日常的に交流する学校行事や児童生徒会活動、給食、部活動等を行うことができます。

学校行事では、運動会や学校祭を全学年が一堂に会して行います。上学年の生徒が発表や演技を見せることにより、下学年の児童は憧れの気持ちをもつようになります。また上学年の生徒が下学年の児童をサポートすることにより、思いやりの心や自己肯定感が高まります。

児童生徒会活動では、縦割り班活動等を通して全児童生徒が参加し、学校の生活をよりよいものにしていく自治的な活動を進めることで、第Ⅰ期～第Ⅲ期の各段階でのリーダー性を伸長することができます。これは本市が推進する「下野市子ども未来プロジェクト」の目的である、「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための活動」につながります。

部活動では、5年生から参加する機会を設け、子どもたちの自己能力の向上や、技術や技能の伝達、部活動の活性化等を図ります。

さらに異学年の児童生徒との交流に加え、広い視野や豊富な経験をもつ地域の方々との交流も積極的に取り入れます。これらの多様な交流を通して、人や社会と関わっていく力を育み、自己肯定感や自己有用感を高め、将来の目標や夢の実現に向け自信をもって取り組んでいく姿勢を育てます。

### 1-6-3. 視点C 教職員間の連携・協働

◎子どもたちの安心感を高めるために

<支援の充実>

中学校における生徒指導上、学習指導上の諸問題は、小学校段階から潜在的な問題としてかかわっていることが多く、9年間の継続した丁寧な取組が、それら問題の未然防止や解消につながります。義務教育学校では施設が一体であることで、「生活のきまり」など学校生活における統一した約束を決め、9年間を貫く児童・生徒指導が実施しやすくなります。共通のきまりがあることで、すべての学年の児童生徒が安心感をもって、同じ場に集い、幅広い人間関係を育むことができます。これにより、いわゆる「中1ギャップ」を軽減するとともに、教職員組織が1つであることで、児童・生徒指導に関する情報を、平日頃から共有し、よりきめ細かな指導を行います。

特別支援教育面でも安心感を高める取組を行います。通級による指導の対象児童生徒は大半を通常の学級で生活していますが、6年生から7年生に学年が上がるときに予測される学習上、生活上の困難や必要とされる支援等について、通級担当者が学級担任や教科担当者等と支援情報を共有することで、先を見通した指導・支援につなげます。また、学年が上がることで担任や教室等に変化があっても、通級指導教室での継続した指導があることは児童生徒の安心感につながります。

また、上学年と下学年の特別支援学級を隣接させることで、教員間の連携を密にし、9年間を通して一貫した特別支援教育を行います。これにより特別支援教育の効果を高め、子どもたちの自立と社会参加に向けた取組の支援が充実できます。

## 1-6-4. 視点D 家庭・地域との連携・協力

◎子どもたちの郷土愛を育むために

＜ふれあい学習の推進＞

学校運営協議会を核として、家庭・地域との連携を密にし、「地域とともにある学校」を目指します。学校の教育活動を地域の方々に理解していただき、地域の教育力を学校運営に活かすとともに、地域の思いや願いを反映した特色ある教育活動を展開します。

地域の方々が学校に訪れ、子どもたちの活動の支援をしていただくことや、地域の歴史や伝統文化を伝える教育活動を計画し、参画していただける機会を設けます。これにより学区内にある下野薬師寺跡等を活用したふるさと学習を推進します。また、「トウサワトラノオ」の保全地の保護活動を通して、歴史や文化とともに、地域の自然への関心を高める学習を進めます。

学校運営協議会と並んで大切な活動が PTA 活動です。1年生から9年生までのすべての保護者と教職員が協働し、運動会や文化祭に参画したり、PTA 主催の家庭教育学級に参加したりすることで、子どもたち同様、学年を超えた保護者交流が生まれ、子育ての悩みや喜びを共有できる組織ができます。子どもたちの成長の過程を9年間支援できることとなります。

また、義務教育学校前期課程での「職業人の講話」、後期課程での「職場体験」を地域と連携・協力して実施することで、子どもたち自身のキャリア形成を支援します。将来の職業人としての基礎を育成する活動を、家庭や地域と連携し、1年生から系統的に組み立てることで、勤労観をもち、自分の生き方を考えられる子どもを育みます。

## 1-7. 義務教育学校における教育の重点と想定される具体的教育活動

## (1) 異年齢交流活動

1年生から9年生という幅広い年齢層での様々な交流活動の中で、上学年の生徒はリーダー性を発揮したり下学年児童のサポートをしたりすることで、社会性や自己肯定感・自己有用感を高め、下学年の児童は自身の将来像を上級生に重ねて行動するようになります。

## 児童生徒会活動による学校行事等の企画・運営

(運動会、学校祭、集会、縦割り活動)

☆身に付けさせたい力

○望ましい人間関係を築く力 ○思いやりの心 ○コミュニケーション能力

学びのステージ	ねらい	主な活動
第Ⅲ期 (8～9年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダーシップを育てる</li> <li>・学校や社会の一員として貢献する自主的・実践的な態度を育てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒会として全学年の意見をまとめ、運営に当たる</li> <li>・行事や集会等の計画を立案する</li> </ul>
第Ⅱ期 (5～7年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の責任を果たし、積極的に運営に参加する態度を育てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自分担された役割を果たす</li> <li>・代表の児童生徒は児童生徒会の運営に参加する</li> </ul>
第Ⅰ期 (1～4年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意見を持ち、参加する意識を育てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の考えを持ち、発表する</li> <li>・クラスごとに意見をまとめる</li> </ul>



中学校での体験授業



小中学生の名刺交換の様子

## (2) ふるさと学習

本学校区には、奈良時代の仏教施策を担う重要な寺院として位置付けられていた、日本三戒壇の一つである下野薬師寺跡があります。また、3つの小学校はそれぞれ140年以上の歴史と伝統をもつ学校です。さらに全国でも生息地が2か所しかなく最高ランクの絶滅危惧種に指定されている「トウサワトラノオ」の保全地もあります。このような郷土の歴史や伝統文化、自然等について学ぶことで、郷土に誇りを持ち、そのよさを語れる児童生徒を育成します。

### 地域の教育資源を活用した学習

☆身に付けさせたい力

○郷土愛・地域についての知識 ○地域について発信する力

学びのステージ	ねらい	主な活動
第Ⅲ期 (8～9年生)	・地域の良さを語ることができる	・地域についての情報を発信する(自然マップや防災マップ等の作成) ・地域についてプレゼンテーションする
第Ⅱ期 (5～7年生)	・地域の良さを知ることができる	・他の地域と比較するなど、地域のよさについて調べ、まとめる ・地域の人をゲストティーチャー(特別講師)として招き、講話を聞く
第Ⅰ期 (1～4年生)	・地域の良さに触れることができる	・下野薬師寺歴史館を活用した体験学習を行う ・自然を生かした学習活動



薬師寺についての紙芝居



歴史館での餅つき体験

### (3) 英語教育

世界の共通言語である英語の学習を通して、コミュニケーション力や異文化を理解する力を育成し、児童生徒一人一人の夢を実現する力を身に付けさせます。

## 英語による発信力の育成

(しもつけ未来学習を含む)

☆身に付けさせたい力

○英語で話す力 ○コミュニケーション力

学びのステージ	ねらい	主な活動
第Ⅲ期 (8～9年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即興で自分の考えを論理的に述べる力を身に付ける</li> <li>・自分の思いや考えを理由をつけて述べる力を身に付ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語によるディベート活動を行う</li> <li>・低学年への英語での絵本の読み聞かせを行う</li> </ul>
第Ⅱ期 (5～7年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の考えを整理して分かりやすく伝える力を身に付ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語でのプレゼンテーションを行う</li> </ul>
第Ⅰ期 (1～4年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分に関わる身近なことについて英語で伝える力を身に付ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語で自己紹介を行う</li> </ul>



ALT を活用した外国語活動

## (4) ICT・プログラミング教育

ICT 機器を適切に活用したり、プログラミングしてロボットやコンピュータに意図した処理を行うように指示したりする能力を培い、将来どのような職業にも必要とされる力である、論理的な思考力や問題解決能力などを育むとともに、ますます進展する情報社会に適応する力を育成します。

### プレゼンテーション力と論理的思考力の育成

☆身に付けさせたい力

○プレゼンテーション力    ○論理的思考力

○問題解決能力

○タッチメソッド（キーボードを見ないで文字入力する方法）

学びのステージ	ねらい	主な活動
第Ⅲ期 (8～9年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分のテーマに基づいてプレゼンテーションができる</li> <li>ロボットにセンサーを使ったプログラミングができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PC やタブレット等の ICT 機器を使って自分の発表したい内容を効果的にプレゼンテーションする</li> <li>ロボットコンテストで成果を発表する</li> </ul>
第Ⅱ期 (5～7年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレゼンテーションソフトや PC を使って発表できる</li> <li>プログラミングソフトでロボットにプログラミングできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集めた情報を基にプレゼンテーションを作成する</li> <li>インターネットから情報を収集する</li> <li>ロボットにプログラミングして動かす</li> </ul>
第Ⅰ期 (1～4年生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単なプログラミングができる</li> <li>ローマ字入力ができる</li> <li>コンピュータに慣れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PC 上のキャラクターをプログラミングして動かす</li> <li>ローマ字表を見ながら文字を入力する</li> <li>マウスを使って絵を描く</li> </ul>



タブレットを活用した授業の様子



情報モラル授業の様子

## 1-8. 施設整備の基本的な考え方

### 1-8-1. 整備の基本目標

義務教育学校の教育理念、小中一貫教育推進の視点に基づく特色ある教育活動及び教育の重点を踏まえ、施設整備の基本目標を以下のとおり設定します。

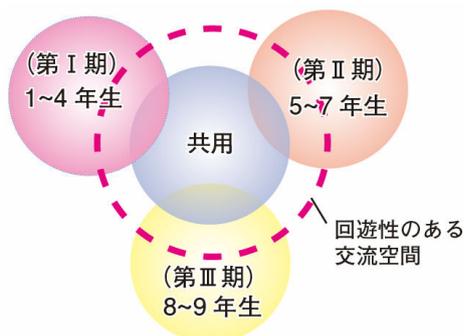
#### 基本目標

- (1) 「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり
- (2) 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設
- (3) 安全・安心に配慮した校舎整備
- (4) 地球環境に配慮した校舎整備
- (5) 維持管理しやすい校舎整備
- (6) 地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備
- (7) 学校施設の多機能化と他の公共施設との連携

#### 基本目標（1）「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり

- ・各学びのステージ毎の学年区分がまとまった明快な配置計画とします。指導形態や授業時間の違いによる影響を可能な限り感じない校舎を整備します。
- ・共用空間を中心に、各学年区分のゾーンをつなぐ交流空間を整備します。
- ・既存棟と増築棟をつなぎ、1年生～9年生の児童生徒が校舎内を自由に移動出来る回遊動線とします。移動しながら他学年の児童生徒や学習内容に触れ合う機会を持つことで9年間の学校生活を自然と意識できる整備とします。
- ・動線に沿って児童生徒の交流の拠点を整備します。
- ・児童生徒が多様な発表会や学年集会が行え、また、地域の方々が児童生徒、教職員と共に活用できるホール空間の整備を検討します。
- ・図書室とメディア室を融合させた多様な調べ学習が可能な空間を整備します。特別教室前に設ける児童生徒の作品展示や標本等の学習教材が展示できるコーナー、地域の歴史を展示できるコーナーなど多様な学習環境や交流拠点を設け、自然で豊かな学習、交流が行える教育環境を整備します。
- ・屋外の交流拠点となる広場や庭など大小の交流拠点を適切に整備し、学年ごとの交流、地域の方々との交流、教職員同士の交流等が自然に行え、豊かな教育拠点となる学校施設を整備します。

- ・誰もが安心して心おきなく過ごすことのできる「地域とともにある学校」として、地域社会に大きく貢献する施設整備を行います。



系統性と交流に配慮した学年区分の配置計画イメージ

## 基本目標（２）児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

### ①児童生徒がいきいきと活動できる教育環境づくり

- ・児童生徒にとって、学校は最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心身の発達に大きな影響を与えます。教育空間に多様な自然素材を活用し、触覚、におい、視覚特性から、子どもたちが豊かに成長できる教育空間づくりを行います。
- ・木材は、調湿性や断熱性に優れ、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心休まる素材です。子どもたちの学習の場であり、生活の場でもある教育空間に木材を用い、あたたかみと潤いのある学習環境づくりを行います。



木質空間イメージ

### ②ユニバーサルデザインを徹底した整備

- ・障害の有無にかかわらず、児童生徒が支障なく学校生活を送ることができる学校施設づくりを目指し、ユニバーサルデザインを徹底した整備とします。
- ・すべての子どものための教育環境として、障害の有無によって学ぶ場所が分けられるのではなく、一人一人の子どもたちの能力や困りごとに配慮するインクルーシブ教育に適した施設整備を行います。



ユニバーサルデザインの例

## 基本目標（3）安全・安心に配慮した校舎整備

### ①自然災害に強く、防犯に配慮した施設整備

- ・多角的な視点からの安全・安心を実現する施設整備を行います。
- ・建物躯体のみならず、天井や設備機器、二次部材、家具等についても、万全の対策を徹底した整備を行います。
- ・防犯に配慮した空間構成、施設整備を行います。



書架の転倒防止対策



死角のない見通しのよい空間イメージ

### ②敷地内の安全確保

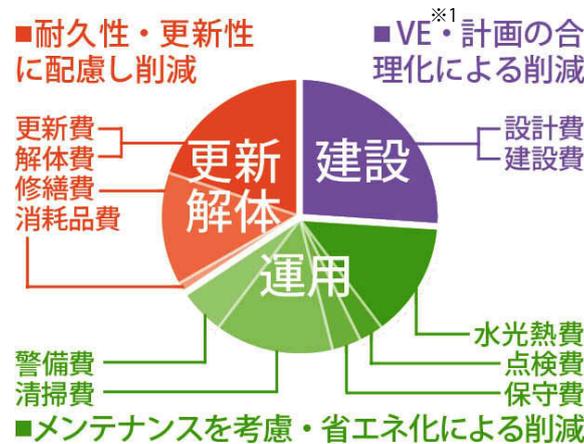
- ・敷地内通路においては、歩行者、バス・自動車、自転車の動線を分離したアプローチ計画により安全を確保します。

## 基本目標（4）地球環境に配慮した校舎整備

- ・地域の気候風土にあった「エコスクール」を整備します。整備にあたっては国が提言する「やさしく造る」「賢く・永く使う」「学習に資する」の3点を重視します。
- ・児童生徒だけでなく、地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点となることを目指します。
- ・周辺環境への影響を最小限に抑えた施設整備を行います。建物の配置や高さによる周辺環境への日照や風の流れ、音に対して配慮します。

## 基本目標（5）維持管理しやすい校舎整備

- ・建物のライフサイクルコスト（LCC）縮減に配慮し、維持管理費用の削減や長寿命化を図ります。
- ・構造躯体は、十分な構造強度と耐久性を確保し、内装、設備等が将来の学習形態の多様化に容易に対応できる長寿命の校舎づくりを行います。



一般的な学校のLCCの割合と削減対策

※1 VE：バリューエンジニアリング

（施設の性能をそのまま保持しながらコストを下げる等といったコスト削減の一手法）

## 基本目標（6）地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備

- ・防災拠点となる学校施設として「安全性の確保」「地域の拠点としての機能確保」が図れる施設や設備を整備します。
- ・学校、家庭、地域が連携しやすく絆が深めやすい空間を備えた地域に愛される施設を整備します。



地域の人と児童生徒とのワークショップ



かまどに転用可能なベンチの活用例

## 基本目標（7）学校施設の多機能化と他の公共施設との連携

- ・学校施設の多機能化を図り、より質の高い教育環境と地域のニーズに合った地域コミュニティの活動拠点となる施設を整備します。
- ・学校施設とその近辺にある他の公共施設等（野球場、体育館、図書館、公民館等）との間で、施設の利用において相互に機能的に連携を図ることができるよう、施設を整備します。

## 1-8-2. 施設整備計画

南河内中学校区義務教育学校は、児童生徒等の豊かな連携・交流が図れるよう既存の南河内中学校校舎と新設の校舎を同一敷地に設置し、施設一体型として整備します。

- ・特別教室等については、小中の共有化を検討し、不足となる諸室を適切な配置・規模・設備で整備します。
- ・児童生徒や地域の方が集まるスペースは、動線等に配慮し配置します。
- ・小中の教職員や保護者の方の協働関係が構築しやすい配置とします。
- ・小中が供用で活用する場所は、体格差に配慮します。また、運動施設等では体格差により生じる事故を防ぐため、適切な棲み分けを行います。
- ・現校舎と新校舎を屋内的につなぐ動線は、現校舎の構造、施設状況を考慮します。
- ・児童生徒の他学年間の交流が自然に行えるよう回遊できる動線計画や交流が行える施設を整備します。
- ・児童生徒と地域の交流拠点となる施設を整備します。

施設整備計画について基本となる考え方について以下にまとめます。

### I 屋内施設

#### (1) 学習関係諸室

##### ① 普通教室

- ・各学年区分を設置する棟や階で分ける等、まとまった明快な配置計画とします。
- ・各学年区分に特色あるオープンスペースを配置し、図書コーナー、教材コーナーを用意するなど、多様な授業、学習形態が行える空間とします。
- ・1年生～5年生の教室は新校舎に配置し、教室前にワークスペースを設けます。
- ・現校舎にて教室間に多目的室などの活動スペースを検討します。
- ・ICTコーナーや習熟度別学習室を設ける等、それぞれの段階に応じた学習環境を検討、計画します。



普通教室の例：高根沢町立阿久津小学校



教室前のワークスペースを利用した学習環境整備の例：宇城市立豊野小中学校

## ② 多目的室

- ・習熟度別学習等、普通教室と連携した活用が可能な配置とします。
- ・普通教室に転用可能な仕様とします。

## ③ 特別支援教室用作業室

- ・新校舎、現校舎の両方に整備します。
- ・他の学級との交流や共同学習等、互いに自然な交流が持てる位置関係、配置とします。
- ・保健室、職員室との位置関係に配慮します。
- ・作業室では、流し等必要な設備を整備します。

## ④ 理科室

- ・理科室には準備室を設けます。必要に応じた薬品庫を整備します。
- ・学習内容や安全面に配慮した設備を整備します。
- ・新校舎に整備する理科室は、観察や屋外作業等、多様な学習形態に利用できるテラスを設置します。
- ・教室前には、標本や自由研究等が展示できるコーナーを設置します。

## ⑤ 音楽室

- ・音楽室には、準備室、必要な楽器庫等を整備します。
- ・新校舎に配置する音楽室は他の教室や近隣への音の影響に対し、適切な防音対策を行います。
- ・室の形状・内装材については、音響に配慮します。

## ⑥ 図工室（ものづくり室）・美術室・技術室

- ・工具、器具等が安全に管理できる収納庫等を整備します。
- ・新校舎に整備するものづくり室には、準備室を配置します。
- ・教室前には、児童生徒の作品などが展示できるコーナーを設置します。

## ⑦ 調理実習室

- ・新校舎に整備する調理実習室は調理実習だけでなく、被服製作を想定した仕様とし、準備室を設けます。

## ⑧ 図書室

- ・現中学校校舎の図書室を高学年の児童生徒が主に活用し、新たに整備する図書室をメディア室と合わせて多様な調べ学習の可能な空間として全学年が活用できる施設とします。
- ・全学年が活用しやすい位置に配置します。学年間の交流の拠点としても位置付けます。
- ・絵本コーナーや畳敷きの小上がりスペースなど多様な場を検討し、訪れやすい環境を整備します。



図書室イメージ： 飛鳥村立小中一貫教育校 飛鳥学園（左）  
宮若市立宮若西小学校・宮若西中学校（右）

## ⑨ コンピューター室・メディア室

- ・将来の ICT 機器の変化に柔軟に対応できる施設を整備します。
- ・少人数学習室等への用途変更を含め、柔軟に対応できる空間づくりを検討します。
- ・ロボットを活用したプログラミング学習等の多様な形態に対応できる施設を整備します。

## (2) 共通・共用空間

### ① 交流空間・ホール

- ・校舎内の交流の拠点として、ホールの整備を検討します。
- ・児童生徒の発表の場や学年集会等活動の場となるよう整備します。
- ・地域住民等との交流の場となる空間を整備します。

### ② ランチルーム

- ・ランチルームの配置を検討します。

### ③ 玄関・昇降口

- ・昇降口は2つ設けます。昇降口は、現中学校校舎に配置される学年分については、現中学校校舎のものを継続活用します。新校舎に配置される学年分については、新校舎に整備します。
- ・利用人数に考慮した広さの確保し、必要な靴箱、傘立て等を設置します。
- ・新校舎に整備する昇降口前には、下校時等登下校班が集まれる広場を確保します。



昇降口イメージ：高根沢町立阿久津小学校（左）  
北茨城市立関本小学校・関本中学校（右）

### ④ トイレ・手洗い・水呑

- ・学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置します。
- ・児童生徒数に応じ十分な便器数、手洗い水栓の数を整備します。
- ・トイレは洋式便器とします。
- ・トイレブースは、衛生的で堅牢なものとし、ブース間の隔てはいたずら防止のため天井面まで上げたものとしします。
- ・臭いを防ぎ清掃のし易い設備とします。床はドライ仕様とし、水漏れに備え排水口を設けます。
- ・清潔で明るいトイレを整備します。
- ・多目的トイレは、各階に1箇所以上設けます。

### ⑤ 廊下・階段・エレベーター

- ・日常及び避難時に通行しやすい可能な限り幅を広く確保します。
- ・学校ギャラリー等、児童生徒の待ち合わせ等にも活用できるゆとりのスペースの整備を検討します。
- ・車いすでの通行に配慮し、可能な限り段差を排除します。
- ・新校舎に整備する階段は、小学校の基準に則った段の寸法とします。また、現中学校校舎の階段は、適切な高さの手すりを設け低学年でも使い易い仕様とします。
- ・新校舎、現中学校校舎と既存屋内運動場の段差を解消できる設備を整備します。
- ・校舎全体のバリアフリー化を図るためエレベーターを整備します。新校舎と現校舎から使い易く、来客玄関に近い位置に配置します。

### (3) 管理関係諸室

#### ① 教職員諸室（校長室・職員室・印刷室）

- ・職員室は、新たに整備する校舎に集約します。教職員それぞれの情報交換や連携指導が行いやすい配置とします。
- ・校長室は、職員室の近くに配置します。
- ・新校舎に整備する職員室は、校庭、昇降口等への見通しが良い配置とします。
- ・緊急時に校庭にすぐ出ることが可能な配置とします。
- ・OAフロア等、床には配線のための空間を確保します。

#### ② 教師ステーション・教材室（資料室）

- ・教師ステーションを各階に配置します。
- ・各普通教室ゾーンのフロアに教材室（資料室）を整備します。

#### ③ 保健室

- ・現中学校校舎の保健室の他、新校舎にも新たに保健室を配置します。
- ・保健室前まで緊急車両の乗り入れが可能な配置とします。
- ・新校舎に整備する保健室は、校庭への見通しが良く、校庭へすぐに出ることが可能な配置とします。
- ・シャワーや汚物流し、トイレ、流し等を整備します。
- ・製氷機等の設置に考慮したスペース、電源を確保します。

#### ④ 事務室

- ・職員室に近い位置に配置します。
- ・昇降口等への見守りが行いやすい位置とします。

#### ⑤ 会議室・応接室

- ・地域開放施設としても対応できるよう整備します。

#### ⑥ 相談室

- ・保健室と隣接する配置となるよう検討します。
- ・相談内容が外に漏れないよう防音に配慮します。
- ・内部に人がいる状況が外から分かりにくいように配慮します。

#### ⑦ 職員用更衣室・トイレ・手洗い

- ・職員室に近接した配置とします。
- ・トイレは来客者との兼用とします。

#### ⑧ 給食室・配膳室

- ・今後の給食提供の考えに配慮し計画します。

#### (4) 屋内運動場

##### ① 既存屋内運動場・第二屋内運動場

- ・児童生徒、利用人数増加に伴い、現在の屋内運動場の他に、第二屋内運動場の整備も検討します。
- ・新たに第二屋内運動場を整備する場合には、ミニバスケットコートが確保できる広さとします。また、各種競技に適した天井高さを確保します。
- ・適切な規模の器具庫と地域開放用の器具庫を整備します。
- ・第二屋内運動場は、災害時には既存屋内運動場 1 階と合わせ避難場所として活用できる整備とします。
- ・他教室への騒音や振動に十分配慮して整備します。

##### ② 武道場（柔剣道場）

- ・既存屋内運動場 1 階の武道場を引き続き活用します。

##### ③ 関連諸室（既存屋内運動場 1 階）

- ・武道場北側にある部室、ミーティングルームは、屋内の運動場として整備する等の検討を行います。

## II 屋外施設

### (1) 屋外動線計画

- ・児童生徒の安全面を重視し、歩車分離を徹底した動線とします。
- ・自転車動線は、車両、歩行者と分離した安全な動線とします。
- ・校舎周囲には、メンテナンス車両が通行できるスペースを確保します。
- ・校庭へのメンテナンス車両が出入りできるよう整備します。

### (2) 校庭等

#### ① 校庭

- ・校庭には、200mトラック、100m直線コース、サッカーコート、野球場のスペースを確保します。
- ・水はけが良く、砂ぼこりの近隣への影響にも十分配慮した整備を行います。
- ・現在4面整備されているテニスコートは、同規模確保します。
- ・防球ネット、バックネット等は現在の施設を可能な限り活用します。

#### ② 低学年用校庭・遊び場

- ・児童生徒の体格差による事故に配慮し、低学年が安全にのびのびと運動できる校庭は遊び場とは分けて、まとまった広さとします。
- ・遊具は、低学年用校庭または遊び場に設置します。

### (3) プール

- ・プールは、25mプールを確保します。
- ・低学年用プールの設置を検討します。
- ・準備運動が十分に行えるスペースを確保します。また、日影となる休憩スペースを確保します。
- ・目隠しを設置する等外部からの視線に考慮します。
- ・プールサイドは、熱対策、裸足で活用する利用者が擦り傷等の怪我を起こさないような仕上げとします。

### (4) 飼育小屋・ビオトープ・学習菜園

- ・自然学習環境整備のため、飼育小屋、ビオトープ<sup>※2</sup>、学習菜園等を整備します。



学習菜園の例：名進研学園 名進研小学校



ビオトープの例：帝京大学小学校

※2 ビオトープ…野生動植物の安定した生息地

## (5) 緑地

- ・地域の風土や土壤に適した樹木を選定し、低木、植え込み等を適宜配置します。
- ・既存樹木を可能な限り残しながら、維持管理に十分配慮した植栽とします。



植え込みの例



サクラ

## (6) その他屋外施設

### ① 門・門扉

- ・歩行者、自転車、車両に通行に支障のない巾、仕様の門を設置します。
- ・不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等に配慮します。

### ② 境界フェンス

- ・敷地周囲にフェンスを設置します。

### ③ 駐車場・駐輪場

- ・駐車場は、教職員、来校者用に 60 台程度確保します。歩行者の安全性に配慮した配置とします。
- ・身障者用駐車スペースを来客玄関近くに配置します。
- ・自家用車の送迎を考慮した配置とします。
- ・駐輪場は、児童生徒や来校者用に十分なスペースを確保します。

### ④ スクールバス停留場

- ・スクールバスは中型バス複数台の運行を想定し、安全に転回できるスペースと待機スペースを確保します。

#### (1) 照明設備

- ・各室の容量、人数、利用形態に応じた照明設備を整備します。
- ・環境への配慮や更新性に配慮し、LED 照明を基本に整備します。
- ・教室、特別教室には、スライド可能な黒板等を設置します。
- ・ホール、音楽室等には、調光機能の採用を検討します。
- ・防犯の目的で、校地、校舎周辺に夜間照明を設置します。地域開放等夜間の来校者が想定される箇所にも適切な夜間照明を設置します。
- ・屋内運動場等高い天井となる部屋は、高天井用照明器具を設置します。
- ・運動を行う部屋については、破損防止対策・安全対策を行います。

#### (2) 電力設備

- ・各室の容量、人数、利用形態、利用教育機器等に考慮した設備を設置します。
- ・コンセントは十分な数を確保します。

#### (3) 情報通信設備

- ・児童生徒が利用する教室等には、有線・無線の双方に対応できる教育用の LAN 設備を整備します。
- ・メディア室等では、複数の配線施設の設置等、将来想定される情報環境へ柔軟に対応可能な施設を整備します。
- ・各教室に内線電話を設置します。
- ・児童生徒や教職員が活用する教育用 LAN、教職員用の校務 LAN 等について、情報漏洩対策に配慮します。

#### (4) 給排水衛生設備

- ・新たに整備する校舎に設ける児童生徒が利用する水呑の高さは、流動的な教室配置となる場合も考慮し1年生～5年生が使い易い高さ（床面より70センチ）で整備します。
- ・小便器は低リップ型（受け口の高さが低く、児童生徒が安定した姿勢で用を足せる便器）を設置します。
- ・環境に配慮し、節水型の機器を設置します。
- ・地震の激しい揺れにも対応できる耐震性貯水槽を設置します。また、震災時等に万一管路が破断しても瞬時に緊急遮断弁が閉止し、水の汚染を防げる設備とします。

#### (5) 空調設備

- ・各教室には、空調機器を設置します。
- ・ホールや第二屋内運動場等、災害時の避難場所となる場所は、空調機器を設置します。

#### (6) 防災設備

- ・災害時に備えプールの浄化装置、自家発電設備、防災井戸、マンホールトイレなどのインフラ代替設備の整備を検討します。
- ・炊き出し用かまどに転用可能なベンチ、備蓄倉庫など、災害活動拠点としての機能整備を検討

します。

- ・災害活動拠点としてホール、交流広場が一体的に活用できるよう検討します。

#### (7) 防犯設備・防犯対策

- ・不審者等の防犯対策として、職員室、保健室、事務室は、グラウンドや昇降口、出入口等への見守りが可能な配置とします。
- ・目視による安全確認を基本とするため、出来る限り死角を作らない平面計画とし、死角になる部分については監視カメラの設置を検討します。
- ・フェンスについては、視線が通り、死角を作らない仕様とします。
- ・地域開放時の管理区分（セキュリティライン）を明確に設定し、無理のない管理が行える配置とします。

#### (8) 環境配慮

- ・周囲に開かれた敷地を活かし太陽光と自然の風が可能な限り建物に取り込める配置計画とします。
- ・吹抜け等のハイサイドライト等により健康的で明るく快適な環境を確保します。
- ・外壁、屋根を高断熱化し、開口部には断熱性の高いペアガラスを採用します。温熱環境に配慮した居心地の良い空間とします。
- ・日射をコントロールするための庇やバルコニー等を設置します。
- ・間仕切を極力LGS（軽量鉄骨造）壁とし、間仕切りの変更が容易に行えるなど、将来の教育環境の変化に柔軟に対応できる設備を検討します。
- ・配管のメンテナンス、更新のための適切な空間の床下配管ピットを整備します。
- ・環境負荷を低減できるようLED照明設備、人感センサー、COP（エネルギー消費効率）の高い空調設備を設置します。
- ・太陽光発電や雨水利用（トイレ洗浄水）設備の採用を検討します。
- ・太陽光発電量等を示した環境情報パネルを設置するなど、エコが見える化した環境教育の場としてエコステーションの設置を検討します。

### (1) 安全性

- ・大地震時の天井落下や家具の転倒などに対する危険防止措置(耐震天井等)を十分に施します。
- ・敷地や建物はゲリラ豪雨に対応できる雨水排水設備とします。
- ・強風時に破損しにくく安全性の高いガラス、屋根葺材の仕様とします。
- ・学校以外に地域住民等の利活用や、緊急時の避難施設となることに配慮し、十分な耐震性を確保します。

### (2) 外観

- ・地域のシンボルとなる施設を整備します。
- ・既存建物や周辺地域との調和を図った外観とします。
- ・建物高さは、既存建物より高くしない整備とし、周辺地域のスケールになじんだ、周辺環境へ配慮した整備とします。

### (3) 内装・材料

- ・堅牢性や耐久性に優れ、永く美しく使用できる材料を選定します。
- ・室の特性に応じた適切な吸音性、防音性を確保した内装とします。
- ・可能な限り木質化を図り、安らぎや潤いある学習空間とします。

### (1) 学童保育施設

- ・学校と異なる管理体制に配慮し、合築もしくは別棟による整備を検討します。
- ・校庭での活動がしやすい配置とします。
- ・学童保育利用者の輸送手段に支障をきたさない配置を検討します。

### (2) 地域開放する施設

- ・校庭、特別教室、屋内運動場、ホール等は、地域開放を検討します。
- ・学校管理エリアと無理のない管理区分(セキュリティライン)が設定できる施設とします。
- ・機械警備の切り替えが容易な施設とします。

## 2-1. 学校規模と施設の構成

## 2-1-1. 学校規模

## (1) 将来児童生徒数の想定

現時点で開校を予定している平成34年度における児童生徒数の推計は下表のとおりで、児童生徒数は約730人、学級数25と推計されます。

## ■開校予定年度（平成34年度）における想定教職員数

役職	前期（1～6年）	後期（7～9年）	計
校長	1 (小中一貫教育統括コーディネーター1)		1 (+1)
教頭	1	1	2
教員	21	16	37
養護教諭	1	1	2
事務職員	1	1	2
学校公仕	1		1
学校栄養士	1		1
A L T	1(+1)		1(+1)
学校支援員	3	1(+1)	4(+1)
合計			51 (+3)

## ■開校予定年度（平成34年度）における児童生徒数の推計

小 中	1年		2年		3年		4年		5年		6年		7年		8年		9年		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数										
	64	2	89	3	80	3	72	3	81	3	90	3	89	3	99	3	65	2	729	25

※平成29年度以降の各学年における児童生徒数及び学級数の推計については次頁参照

■薬師寺小学校、吉田東小学校、吉田西小学校の児童数・学級数の現況と見込み

(現況：平成30年3月現在)

小学校	年度	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
		児童数	学級数												
薬師寺小学校	29年度	61	2	62	2	65	2	40	1	48	2	44	2	320	11
	30年度	57	2	61	2	62	2	65	2	40	1	48	2	333	11
	31年度	57	2	57	2	61	2	62	2	65	2	40	1	342	11
	32年度	57	2	57	2	57	2	61	2	62	2	65	2	359	12
	33年度	67	2	57	2	57	2	57	2	61	2	62	2	361	12
	34年度	49	2	67	2	57	2	57	2	57	2	61	2	348	12
吉田東小学校	29年度	11	1	16	1	15	1	13	1	9	1	18	1	82	6
	30年度	13	1	11	1	16	1	15	1	13	1	9	1	77	6
	31年度	7	1	13	1	11	1	16	1	15	1	13	1	75	6
	32年度	12	1	7	1	13	1	11	1	16	1	15	1	74	6
	33年度	8	1	12	1	7	1	13	1	11	1	16	1	67	6
	34年度	7	1	8	1	12	1	7	1	13	1	11	1	58	6
吉田西小学校	29年度	18	1	11	1	19	1	12	1	15	1	12	1	87	6
	30年度	11	1	18	1	11	1	19	1	12	1	15	1	86	6
	31年度	8	1	11	1	18	1	11	1	19	1	12	1	79	6
	32年度	11	1	8	1	11	1	18	1	11	1	19	1	78	6
	33年度	14	1	11	1	8	1	11	1	18	1	11	1	73	6
	34年度	8	1	14	1	11	1	8	1	11	1	18	1	70	6

■南河内中学校の生徒数・学級数の現況と見込み

(現況：平成30年3月現在)

中学校	年度	1年		2年		3年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
南河内中学校	29年度	65	2	76	3	66	2	207	7
	30年度	74	3	65	2	76	3	215	8
	31年度	72	3	74	3	65	2	211	8
	32年度	65	2	72	3	74	3	211	8
	33年度	99	3	65	2	72	3	236	8
	34年度	89	3	99	3	65	2	253	8

## (2) 施設規模の考え方

基本構想における学校の主要施設の規模の想定、校舎、屋内運動場、プール、駐車場等及び校庭等の区分ごとの施設規模の概要を示します。施設規模については、児童生徒数の推移等を考慮して、普通教室30学級を想定して考えています。

### ■施設規模の概要

施設		規模
1.校舎	1-1.現存（中学校部分）	約 5,400 m <sup>2</sup>
	1-2.増築（小学校部分）※	約 5,400 m <sup>2</sup>
2.ホール		約 300 m <sup>2</sup>
3.屋内運動場	3-1.現存	約 2,100 m <sup>2</sup>
	3-2.第二屋内運動場	約 500 m <sup>2</sup> (ミニバスケットボールコート 1面確保)
4.プール	4-1.現存プール	25m×17m 2m×8 レーン
	4-2.新設プール(低学年用)	7m×11m 2m×3 レーン
	4-3.付属棟	約 200 m <sup>2</sup>
5.駐車場・駐輪場	5-1.駐車場	60 台程度
	5-2.駐輪場	390 台程度
6.校庭等	・トラック	200m
	・野球場	1 面
	・サッカーコート	1 面
	・テニスコート	4 面

○ここに示す各面積については、具体的な設計段階で詳細な施設規模の検討を行います。

※参考となる基準として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（文部科学省）による算定式より算出した。

義務教育学校の前期課程（小学校）において、現学級数の場合、

$$3,881 \text{ m}^2 + 187 \text{ m}^2 \times (\text{学級数} - 12) + (\text{特別支援学級の数} \times 168 \text{ m}^2) \\ = 3,881 \text{ m}^2 + 187 \text{ m}^2 \times (15 - 12) + (2 \times 168) = \underline{4,778 \text{ m}^2}$$

上記を基準に、現校舎、アリーナとの接続廻り、交流空間、教育環境を考慮し、約 5,400 m<sup>2</sup>とした。

## 2-1-2. 施設の構成

下表は義務教育学校を建設する際に必要な室数、規模の目安です。

※規模は普通教室の面積を1とした場合の数値

区分	教室・スペース	部屋数	規模	新設	既存	備考
普通教室	普通教室	30	1	15	15	(内多目的教室含む)
特別支援教室	特別支援学級	4	1	2	2	
特別教室等	理科室	3	1.5	1	2	
	理科準備室	2	1	1	1	
	音楽室	2	1.5	1	1	
	音楽準備室	2	0.5	1	1	
	ものづくり室	1	1.5	1		
	技術室	1	2	1		
	技術準備室	1	0.5	1		
	被服室	1	1.5		1	
	被服準備室	1	0.5		1	
	調理実習室	2	1.5	1	1	
	調理準備室	1	0.5	1		
	コンピューター室	1	1.5		1	
	メディア室	1	1	1		
	図書室	1	1.5	1	1	
	司書室	1	0.5		1	
	美術室	1	1.5		1	
	美術準備室	1	0.5		1	
	英語室	1	1	1		多目的室にて対応
	児童生徒会室	1	1		1	
	教材室	2	0.5	2		
管理諸室等	保健室	2	1	1	1	
	会議室	2	1	1	1	
	放送室	1			1	
	スタジオ	1	0.5		1	
	サーバー室	1			1	
	相談室	3	0.5	1	2	
	職員更衣室	2	0.5	1	1	
	更衣室	1	1		1	

区分	教室・スペース	部屋数	規模	新設	既存	備考
	資料室	3	0.5		3	
	校長室	1	0.5	1		
	職員室	1		1		
	事務室	1		1		
	印刷室	1		1		
	給湯室	1		1		
その他	昇降口	2		1	1	
	廊下			○	○	
	階段ホール	1		1		
	階段			○	○	
	E V	1		1		
	配膳室	3			3	
	給食用リフト	1			1	
	職員玄関	1		1		
	正面玄関	1		1		
	更衣室（児童生徒）	1	1	1		
屋内運動施設	屋内運動場	1			1	
	第二屋内運動場	1		1		
校庭	トラック					
	テニスコート					

### 3-1. 建設予定地の概要

義務教育学校は、1年生から9年生までが同じ施設内で生活することで異年齢での交流が盛んになり、学年を越えた関わりの中で、何事にも自信をもって取り組むことができる子どもを育てます。

そのため、児童生徒が安全にのびのびと運動や活動が行える校舎、校庭、屋内運動場等の確保が必要となることから、既存施設にはない低学年用校庭、低学年用プール、遊具、さらに屋内運動場増築等の新たな施設の整備を図ります。

#### 新たな整備を検討する施設

##### 【第二屋内運動場】

既存体育館はアリーナが1面、武道場が1面のみであり、義務教育学校の体育授業数を考えると不足します。児童生徒の適切な体育授業環境や屋内運動環境のためにも、第二屋内運動場の整備が必要であり、そのためのスペースが必要となります。

<現状の授業状況>

##### 1. 授業時数について

学年	1	2	3	4	5	6	小計	7	8	9	小計	合計
週時数	3	3	3	3	2.5	2.5	17	3	3	3	9	26

- ・全ての学年合同で体育の授業を実施することとしても、一週間に平均26時間、多い週は、28時間の体育の授業が実施される。
  - ・校庭と体育館は、授業内容や天候により、同一学年で両方を使えるように時間割を組む。
  - ・夏季の水泳の学習や冬季の気候を考慮し、1時間目に体育の授業を組むことは避けることが多い。
  - ・バスケットボールのゴールの高さ等の規格が、小中学校で異なる。
- ＊体育の授業の他、他教科の授業や学年行事や集会等での使用も想定される。

##### 【低学年用校庭】

1年生から9年生までの児童生徒が利用する校庭では、体格差による事故に十分に配慮する必要があります。安全性に配慮し、低学年の生徒が安全にのびのびと運動できるまとまった校庭を確保するためには、十分なスペースを確保する必要があります。

## 【低学年用プール】

低学年の児童がプールを安全に活用するためには、適切な面積や水深を設定した低学年用のプールが求められます。既存のプールに近接させて整備する場合、プール施設面積を増設するためのスペースが必要となります。

<現状の授業状況>

### 1. 授業時数について

[内容] 1・2年：水遊び      3・4年：水泳運動      5・6年：水泳運動

・年間 10 時間を目安として授業を実施している。

※天候により、10 時間プールに入れられない年もあるし、10 時間を超える年もある。

※水に慣れるには、低学年からの授業が重要

### 2. 現施設（南河内中学校プール）の概要

・25m×17m（8コース）      水深 1.35m（最深）

〈低学年の平均身長〉 (cm)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
男 子	116.7	122.8	128.0	133.2
女 子	115.7	121.7	127.5	133.3

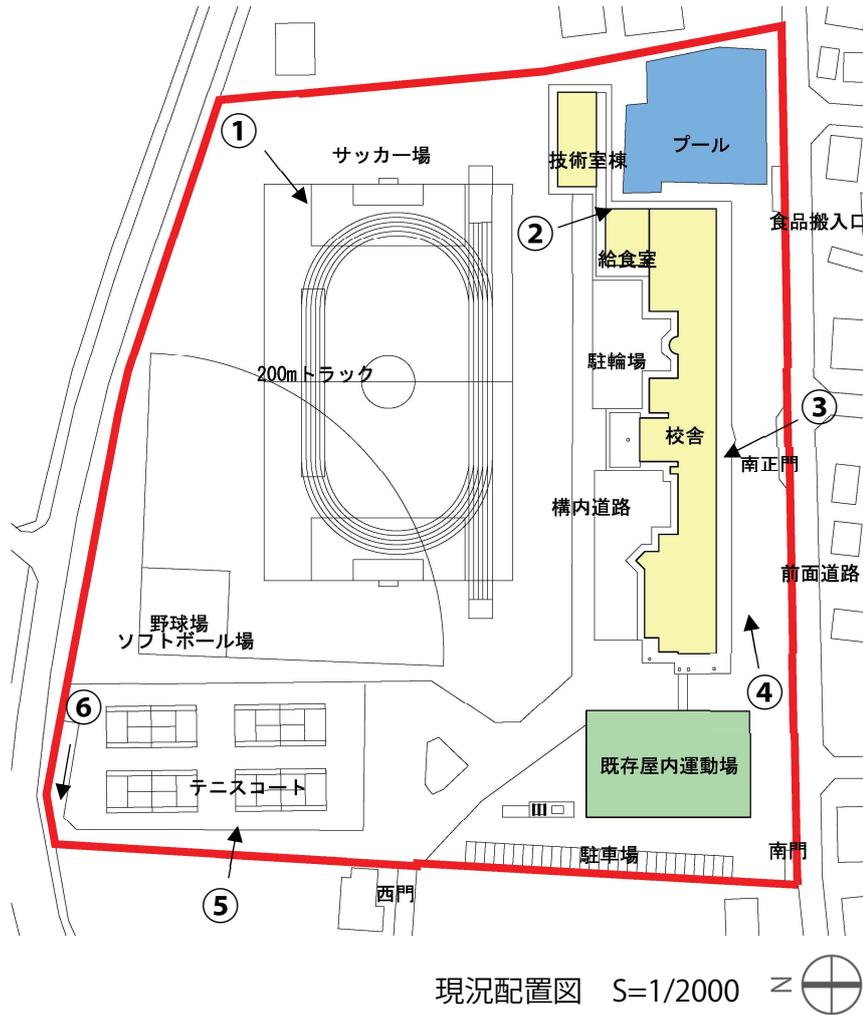
※H29 栃木県平均

・既存プールを活用できる学年は限られる。

以上、小中一貫教育の特性を最大限生かす施設を整備するためには、現況の敷地面積では不足していると言えます。

**敷地を拡張する計画とします。**

1. 所在地 下野市薬師寺 986 (現南河内中学校敷地内)
2. 敷地面積 34,531 m<sup>2</sup> (運動場: 18,732 m<sup>2</sup>、建物敷地: 15,799 m<sup>2</sup>)



### 3. 学校周辺の状況

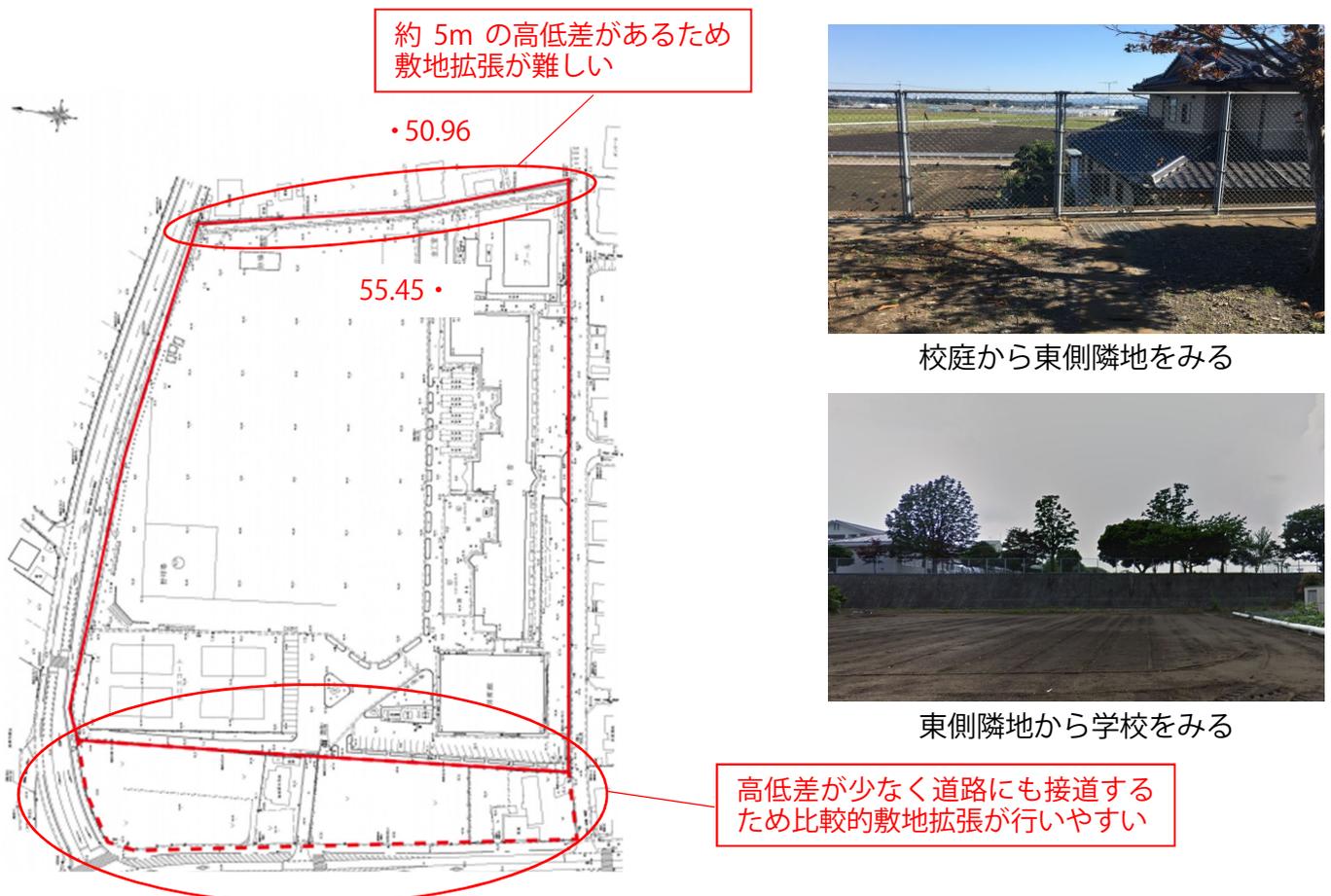
南河内中学校は、JR 東北本線「自治医大駅」から南東に約 2km、新 4 号国道沿いに位置しています。この地域は農地が大部分を占めており、敷地南側は住宅地に接しています。



【航空写真】

### 4. 拡張の方針

高低差・接道状況を考慮すると、西側への拡張が適当と考えます。



校庭から東側隣地をみる



東側隣地から学校をみる

## 5. 施設配置計画案

現南河内中学校の施設構成と施設整備の基本的な考えを基に施設配置のイメージを示します。

計画地内に、施設の配置計画を検討するにあたり、共通する留意事項や重視する視点を以下のように整理します。

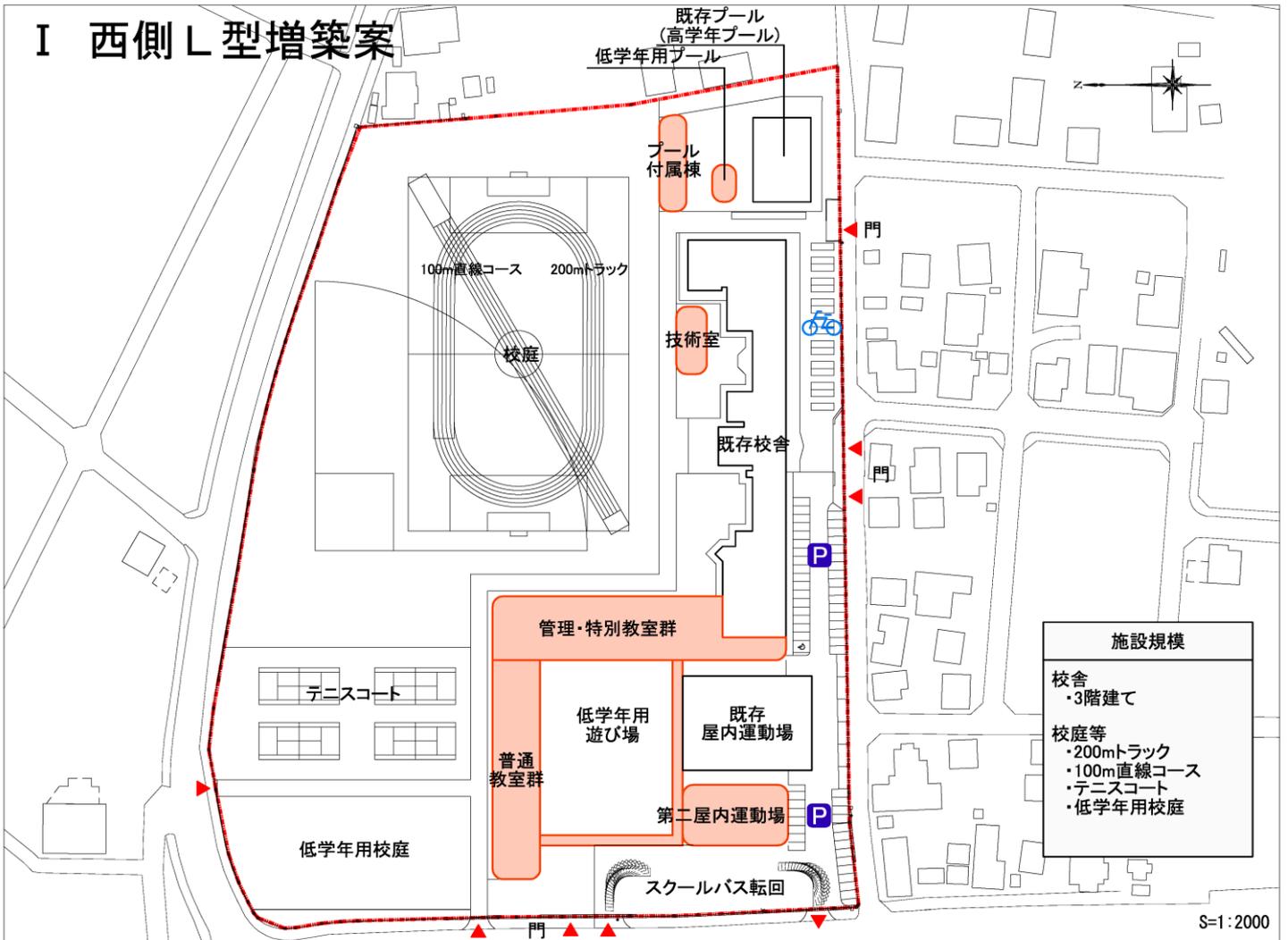
- ① 校舎（特に普通教室）の日当たり確保
- ② まとまった校庭の確保
- ③ 現中学校校舎との連携のしやすさ

また、配置案の共通する前提条件として、

- ・ 第二屋内運動場などの運動施設は、近接して配置します。
- ・ 建物高さは、現中学校校舎との連携等に配慮し、同様に3階建てとします。

上記を踏まえ、次頁以降に配置案、Ⅰ案からⅢ案を提示し、比較検討をまとめます。

# I 西側L型増築案



施設規模	
校舎	・3階建て
校庭等	・200mトラック ・100m直線コース ・テニスコート ・低学年用校庭

# II 並列増築案



施設規模	
校舎	・3階建て
校庭	・200mトラック ・100m直線コース ・テニスコート ・低学年用校庭

### Ⅲ 東側増築案



配置案比較表

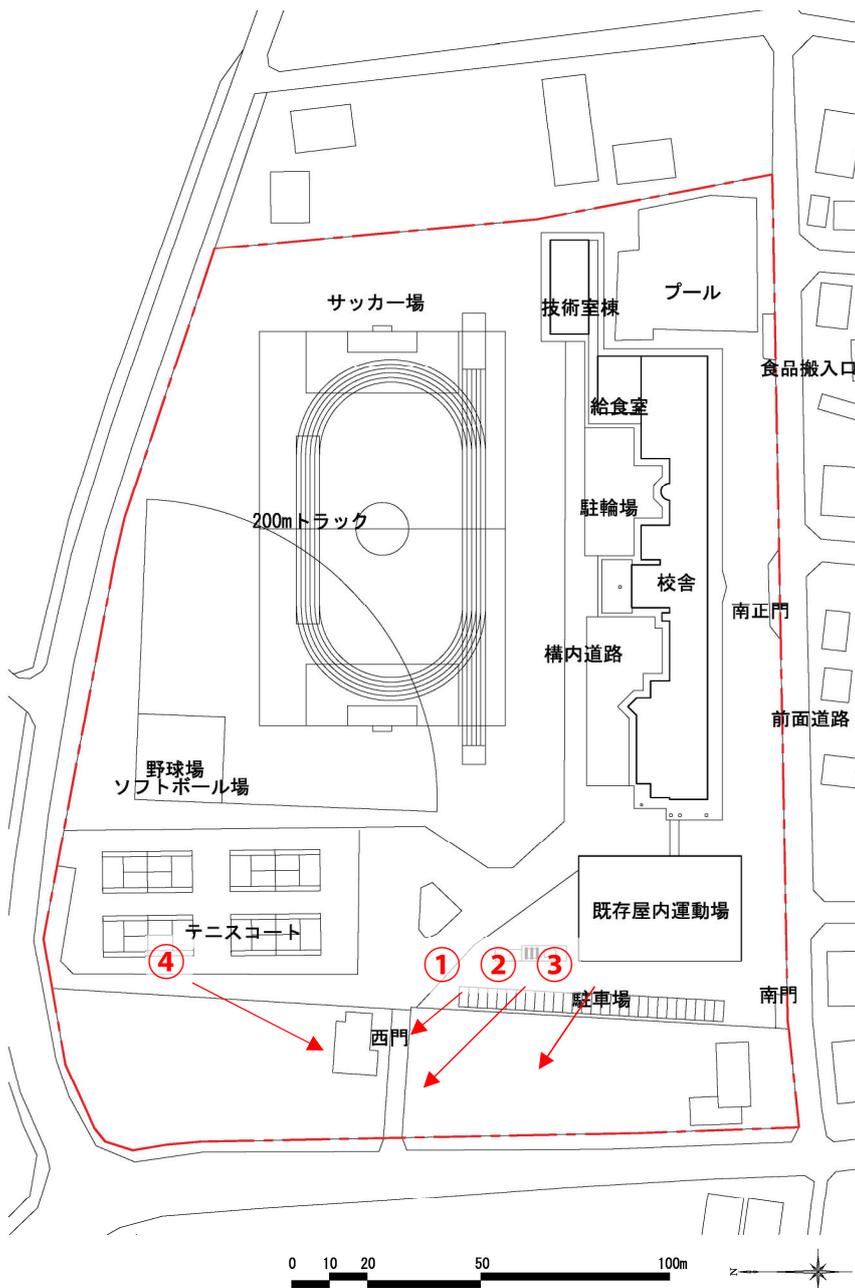
配置案		主な特徴と、今後検討すべき課題				
No.	校舎の日当たり確保	校庭等	現校舎との連携	その他		
I	普通教室が南面し、良好な日当たりが確保できる。	◎ 広めに校庭が確保できる。	◎	○	-	
II	普通教室が南面するが、現校舎の裏手となる。	○ 校庭が最も狭く、細長い形状となる。	△	◎	既存校舎から校庭が見えない。	
III	普通教室が東面となる。	△ 校庭があまり広く確保できない。	○	○	東側の住宅への日射を遮る。東側の住宅に圧迫感を与える。	

### 3-2. 拡張候補地の概要と法的整理事項

#### 1. 拡張候補地の所在地

拡張候補地は、北・西・南面が接道しており、西面は県道 146 号線に隣接しています。また市街化調整区域であり農業振興地域（白地）に指定されています。現状の土地利用は、おおむね畑地として利用され、中央部と南側に建物があります。

#### 2. 現況写真

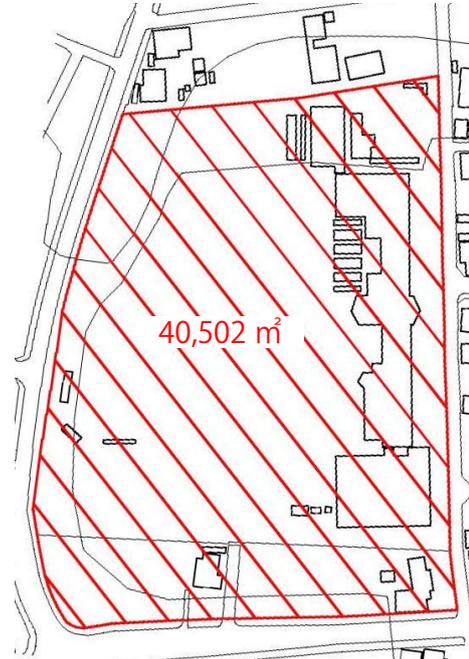


### 3. 拡張した場合の敷地概要

- ・ 現況敷地面積 : 34,531 m<sup>2</sup>
- ・ 拡張部面積 : 5,971 m<sup>2</sup>
- ・ 拡張した場合の敷地面積 : 40,502 m<sup>2</sup>



現況配置図



拡張後配置図

### 4. 特に留意する法規制について

#### ○都市計画法（開発行為関係）

敷地拡張の場合、農地を宅地として活用することも含め、都市計画法第 29 条の開発行為に該当します。また、敷地拡張を行わない場合においても、都市計画法改正前に整備された中学校であるため、本計画の規模の整備においては、都市計画法第 43 条（市街化調整区域における建築等の制限）への適合が必要です。

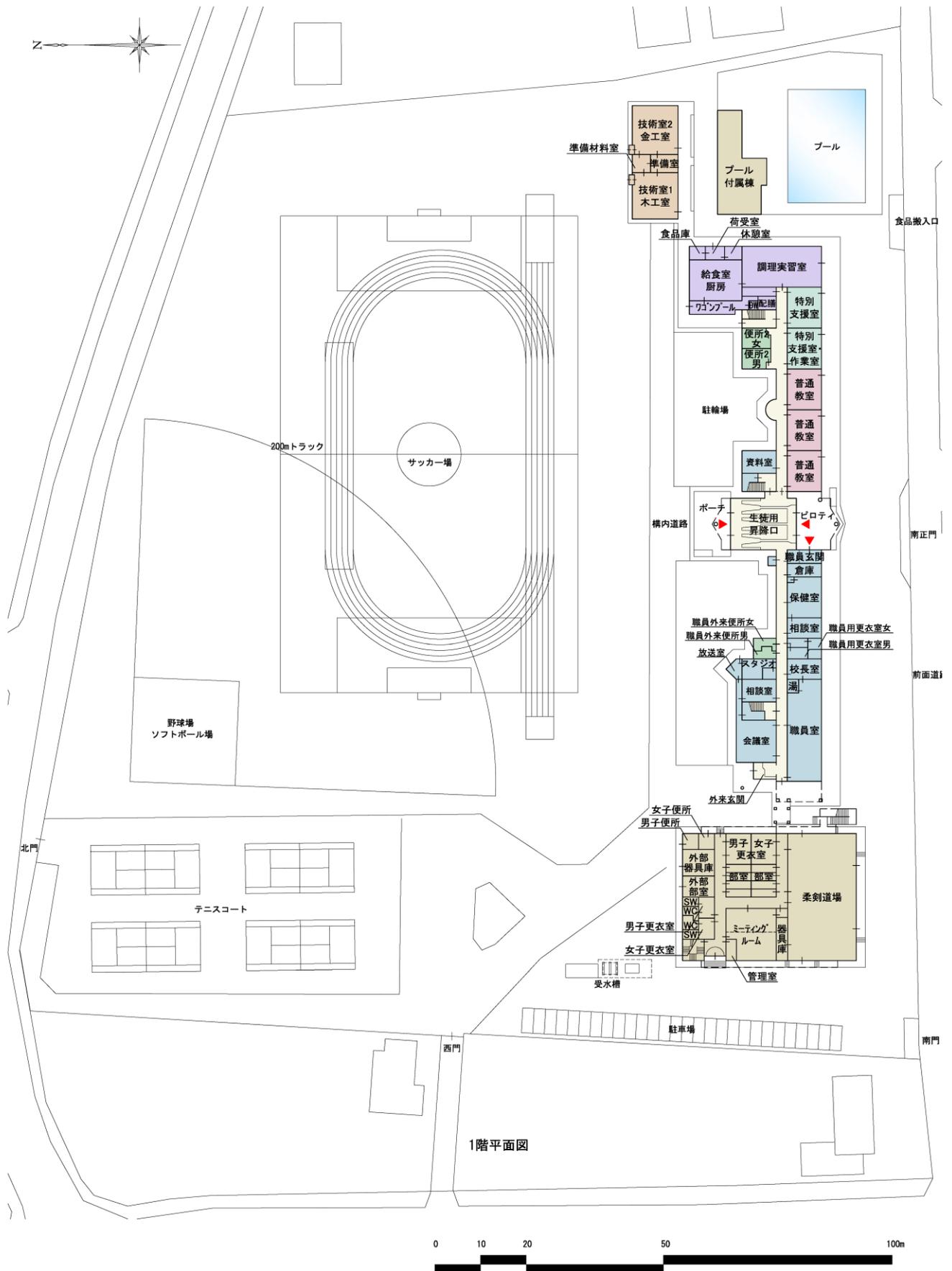
#### ○農地法

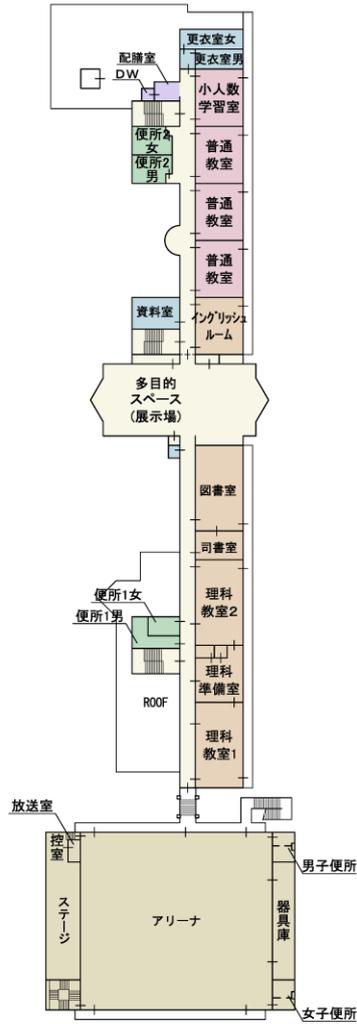
農業振興地域（白地）から学校用地（宅地）への転用が必要です。

#### ○文化財保護法（埋蔵文化財について）

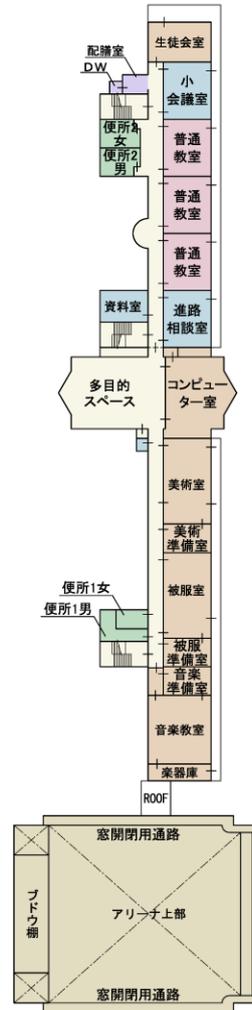
本計画地（敷地拡張エリア）は、埋蔵文化財包蔵地内（大坂遺跡）に該当します。埋蔵文化財発掘の届出・通知が必要です。

4-1. 現在の南河内中学校の平面図





2階平面図



3階平面図



## 4-2. 給食機能の敷地内整備について

本項では、給食施設の敷地内整備の可能性について検討を行います。

現南河内中学校の給食は自校単独方式で運営していますが、学校給食をより効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の安全性の確保及び食育の充実を図るため、義務教育学校の給食施設の整備については、他周辺校の運営状況を踏まえ「下野市南河内地区学校給食検討委員会」等で協議、検討を行います。



自校単独方式：下野市立石橋北小学校



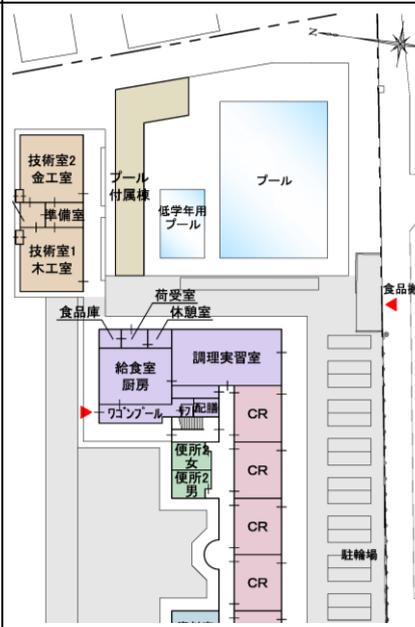
共同調理場方式：下野市立国分寺  
学校給食センター

### 4-3. 低学年用プール整備について

低学年用プール整備の考え方を示します。

施設整備の方針は「1-8-2.施設整備計画」で示した通りですが、現プールとの近接についての具体的な案を下に示します。

○施設整備イメージのパターン

	ア案	イ案	ウ案
整備計画			
特徴	現給食室を改修し技術室として活用することでプールを北側に拡張可能とした案（学校給食施設を敷地内新設、または、配食受け入れ施設を新たに整備する場合の案。）	技術室を校舎北側に新設することでプールを北側に拡張可能とした案	現技術室を継続して活用する案
環境	プールを拡張することで付属棟との間隔が十分に取れる。十分なプールサイドが確保でき、かつ校庭も整形に確保できる。	ア案同じ。	最低限の間隔を取る必要があるためプールサイドが十分に確保できない。また、一部校庭にかかることで使い勝手がア、イ案より良くない。
コスト	現技術室の解体、現給食室廻りを技術室関連室に改修する費用のみ掛かる。	現技術室の解体、技術室関連室を新設費用が掛かる。	技術室関連室の費用は掛からない（現状活用となる）プールサイドに係る費用もア、イより掛からない。
総合	◎	○	△

## 5-1. 敷地の法規制等の条件

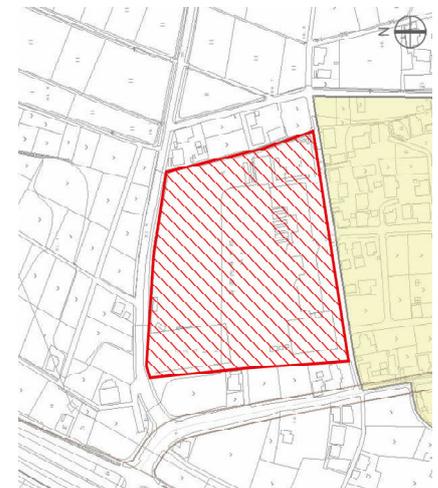
## ■ 敷地の状況

- ① 所在地：栃木県下野市薬師寺 986
- ② 敷地面積：34,531 m<sup>2</sup>(現南河内中学校)
- ③ 道路種別幅員：
  - 【北側】建築基準法第42条1項1号 幅員約12m~15m
  - 【東側】隣地
  - 【南側】建築基準法第42条1項1号 幅員約6m
  - 【西側】隣地



## ■ 用途地域・地区等

- ① 都市計画区域：区域内
- ② 市街化区域等：市街化調整区域
- ③ 用途地域：指定なし（白地区域）
- ④ 防火地域：指定なし
- ⑤ 建築基準法第22条区域：該当
- ⑥ その他の地域区域：農業振興地域（白地）
- ⑦ 建ぺい率：60%（建築面積の上限 20,718.6 m<sup>2</sup>）
- ⑧ 容積率：200%（延べ面積の上限 69,062 m<sup>2</sup>）
- ⑨ 高さ規制



## 斜線制限

- 【北側】道路斜線 1.5L
- 【東側】隣地斜線 20m+1.25L
- 【南側】道路斜線 1.5L
- 【西側】隣地斜線 20m+1.25L

L：建築基準法52条1項の規定による容積率に応じて定められる距離

## 日影制限

- 敷地境界から 10m超 3時間
- 敷地境界から 5m超 10m以内 5時間
- 測定面の高さ 4.0m

- ⑩ 自然環境：月平均最低気温 -3.7 °C  
月平均最高気温 26.2 °C

## 都市計画情報(都市計画課)

- 区域区分
- · — 都市計画区域
  - · — 市街化区域
- 地域地区(用途地域)
- 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 近隣商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域

■ 関連する条例・規則・指導要綱等

【法規制等】

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ バリアフリー新法
- ・ 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律(省エネ法)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 下水道法
- ・ 文化財保護法
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律

【栃木県の関係条例・規則等】

- ・ 栃木県景観条例
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ 栃木県建築基準条例
- ・ 火災予防条例

【その他関連する条例】

- ・ 学校設置基準

## 6-1. 電気、給排水、ガス、インフラの現況について

現南河内中学校の電気、給排水等の整備状況は以下の通りです。

### ① 電気

- ・敷地西側の西門付近の引込柱より、体育館北側の受電施設に配線され、そこから校舎、体育館に配線されています。

### ② 給水設備

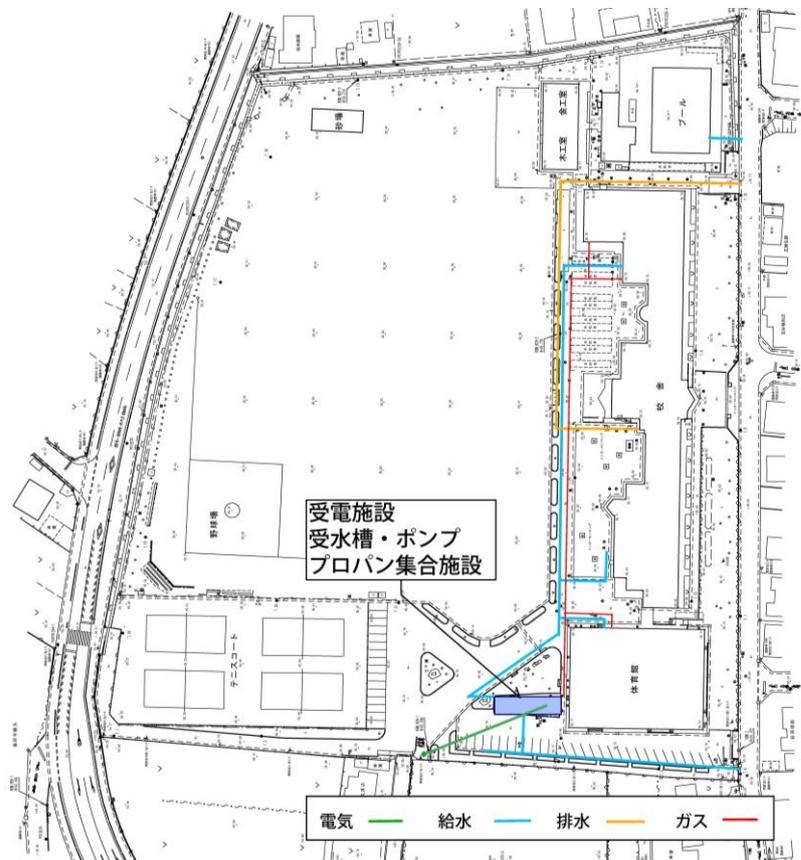
- ・通常のは、南側道路から南門を北上して 100φ の給水管が体育館北側の受水槽（15m<sup>3</sup>）に配管されています。
- ・受水槽から現校舎北側の構内道路に沿って 100φ の給水管が西に向かい配管され、体育館、現中学校校舎西側、東側にそれぞれ配管されています。
- ・プールは、南側の道路から専用の給水管が配管されています。

### ③ 排水設備

- ・校舎から北側に向けて 150φ の排水管が配管され、構内道路に沿って東に流れるルートを取っています。
- ・最終的には北側構内道路から校舎とプール間の構内道路を通り南に流れるルートとなります。

### ④ ガス

- ・体育館北側にプロパンガス集合施設が設けられ、そこから現校舎北側の構内道路に沿って 65φ のガス管が埋設され、体育館、現中学校校舎西側、東側にそれぞれ配管されています。



現南河内中学校のインフラの現況図

## 6-2. 受電施設、受水槽の移設、更新と雨水処理設備

各施設の移設、更新を踏まえたインフラ整備計画は以下の通りです。

### ① 受電施設

- ・新たに整備する施設の電気容量の増加が見込まれるため、適切な容量の受変電設備を設置します。
- ・万一の冠水に備え適切な維持管理が行える場所に設置します。

### ② 受水槽

- ・現校舎の受水槽を引き続き活用します。使用量増加に伴う不足分について、新たにタンクを増設します。
- ・適切な維持管理が行える場所に設置します。

### ③ プロパンガス集合施設

- ・整備する施設の容量に合わせ（給食機能の有無等）適切な規模で整備します。

維持管理が行いやすく、敷地の有効活用が図れるようにします。さらに児童生徒の安全に配慮して可能な限り集約します。

### ④ 雨水処理設備

- ・開発許可基準に適合した雨水処理施設を整備します。
- ・可能な限り校庭の面積を確保し、コストを低く抑えるために、地下埋設型の雨水浸透貯留槽の検討を進めます。



雨水浸透貯留槽イメージ



現況の雨水貯留槽

## 7-1. 整備スケジュール（案）の検討

具体的な下野市南河内中学区義務教育学校の開校に向けては、平成34年度の開校を目指し、下図に示すような流れを念頭に進めるものとします。

今後、具体的な用地や施設に関する設計をはじめ、新設校としての多様な関連事項等を並行して検討する必要があります。

関係機関、関係者等との調整・協議を進めながら、整備具現化に向けた着実な事業推進及び検討を進めるものとします。

■ 開校までのおおむねの流れ（案）：最短で進んだ場合

【年度】	計画・設計等	関連検討事項等
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得に向けた手続き等</li> <li>・調査、測量</li> <li>・土地造成設計（開発行為に関する協議等）、建築基本設計、実施設計</li> <li>・外構、校庭基本設計、実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス導入に向けた検討</li> <li>・通学環境の整備に向けた検討</li> </ul>
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計</li> <li>・外構、校庭基本設計、実施設計</li> <li>・土地造成工事</li> <li>・校舎、第二屋内運動場等の建設工事</li> <li>・解体工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校名、校歌、校章、体操着等検討</li> <li>・スクールバス導入に向けた検討</li> <li>・通学環境の整備に向けた検討</li> </ul>
平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地造成工事</li> <li>・校舎、第二屋内運動場等の建設工事</li> <li>・外構、校庭工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉校式、開校式の準備開始</li> <li>・スクールバス導入、通学路の整備</li> </ul>
平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎、第二屋内運動場等の建設工事</li> <li>・外構、校庭工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉校式、開校式の準備 等</li> </ul>
平成34年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南河内中学校区義務教育学校開校（予定）</li> </ul>	

### 8-1. 概算事業費及び財源の検討

基本計画に基づき、概算事業費を以下の通り試算します。

その結果、全体の概算事業費は約3,100百万円（消費税抜き）と試算されました。

これは、計画地内の建物、外構整備にかかる費用のみであり、土地取得費、境界画定、換地等に係る費用、設計監理費等は含まれません。

尚、試算した概算事業費については、あくまで現時点における計画面積を基にしたものであり、今後具体的な設計段階において必要な計画変更による施設面積の増減をはじめ、詳細な地盤調査等による杭・地業設計の内容等によって、事業費の変動が想定されることから、事業費については今後さらに具体的な設計・調査結果等を踏まえながら精査していくものとします。特に敷地拡張時に必要な開発許可の中で発生する敷地外の水路改修等の費用も現時点では見込まれていなく、今後の開発協議で算出されるものとします。

また、設計・調査段階で費用対効果を十分に検討し、将来にかかる維持管理費用の抑制も踏まえ、真に必要な機能・施設を整備することとし、事業費を抑える方策を検討していきます。また、上記金額も含め、近々の施設整備費用は、近年のオリンピック関連施設の建設、それに伴う職人不足等の要因により高騰が続いている状況でもあります。高騰の要因となる躯体工事などを重点的に管理する、職人不足の影響を受けない工法を検討するといった取組を行い、工事費縮減を図ります。

財源については、現時点において施設の構造、規模等が確定していないため、国の学校施設環境改善負担金等の補助金や学校教育施設等整備事業債等の起債額を試算することが困難であります。施設を整備する際は、厳しい財政状況を考慮し、一般財源を抑制するため有利な補助や起債等の積極的な活用を図ります。

#### ■施設区分別概算事業費の試算

(単位：百万円)

区 分	概算事業費	備 考
1.校舎	2,205	
2.第二屋内運動場	208	
3.プール	234	
4.造成工事、校庭、外構工事	453	敷地外工事は含まない。

※電気・機械設備工事を含みます。

※建設業界を取り巻く人件費及び建築資材などの急激な高騰は見込んでいません。

#### ■全体概算事業費の試算

(単位：百万円)

区分	概算事業費	消費税 (10%)	計	備考
全体概算事業費	3,100	310	3,410	

## 8-2. 維持管理運営費の検討

整備基本計画に基づき、義務教育学校開校後の維持管理運営費（ランニングコスト）を試算すると、年間約 418 百万円となり、教職員の総数及び校舎等の総床面積の縮減、省エネルギー仕様の新築校舎の整備等により、現 4 校の維持管理運営費の合計額より年間約 126 百万円節減されると推計されます。

義務教育学校の維持管理運営にかかる費用は、現在の小中学校 4 校の年間維持管理運営費の合計額を財源として、それを下回る額で支出します。

維持管理運営費（年額）の試算

（単位：百万円）

	義務教育学校の試算額	現 4 校の実績額合計	差 額
教育施策費、人件費 他	418	544	126

※教育施策の実施費、人件費、光熱水費、情報ネットワーク維持管理費、給食運営費等

※人件費には市採用職員の給与の他、県採用教職員の給与も含まれます。

※義務教育学校の試算は上記金額の他、スクールバス運行のための経費が必要となります。



薬師寺小学校



吉田東小学校



吉田西小学校



南河内中学校

### 9-1. 3 小学校の跡地利用

平成 30 年 3 月に策定した「学校跡地利活用検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、学校ごとの利活用の方針を示します。

具体的には、行政需要や地域ニーズなど基本的な考え方の 6 項目を踏まえ、「7-1.整備スケジュール(案)」を基に、「公共施設マネジメント推進委員会」で示す学校跡地利活用検討フロー（検討の進め方）により検討を進めます。

#### 学校跡地利用の基本的な考え方（6 項目）

##### (1) 全市的な行政需要を踏まえた活用

今後の行政需要や公共施設マネジメントの考え方などを総合的に勘案し、市民全体の利益という観点から有効活用策の実現を図ります。

##### (2) 地域住民の利用等、地域ニーズを十分に踏まえた活用

学校は、地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設であり、跡地の利活用にあたっては、地域の意向やニーズについて十分配慮した活用方法とします。

##### (3) 民間事業者等の活用

民間事業者等を活用した跡地利用については、市域全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、市や地域へ与える影響などを十分考慮した上での活用とします。

##### (4) 中・長期的な視点に立った活用

中・長期的な視点に立ち、新たに生じる行政需要への対応など多様化、高度化する市民ニーズを考慮して、将来を見通した活用とします。

##### (5) 耐震強度や利用見込み等のない施設の取り扱い

昭和 56 年に改正された建築基準法の耐震基準を満たしていない施設は、施設利用者の安全性を確保する観点から、原則として耐震補強をせずに解体します。また、利用見込みがないと判断された施設等については、耐用年数を待たず撤去します。

##### (6) 借地の取り扱い

借地については、当該学校跡地での事業展開の必然性が特に認められない限り、原則として速やかに所有者へ返還を行うものとします。

(平成 30 年 3 月 学校跡地利活用検討にあたっての基本的な考え方より)

# 《学校跡地利活用検討フロー》

